

議案第 6 号

町田市鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用に関する規則の制定について

上記の議案を提出する。

2026年6月5日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、鶴川エリア中学校給食センターの多目的室の使用に関し必要な事項を定めることを目的として、規則を制定するものです。

令和8年（2026年）第2回市議会定例会に上程する町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例の可決を条件として、別紙のとおり、町田市鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用に関する規則を制定したい。

なお、制定の概要は、次のとおりです。

1 制定理由

この規則は、鶴川エリア中学校給食センターの多目的室の使用に関し必要な事項を定めることを目的として、制定するものです。

2 要旨

鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用の申請、承認及び取消し、使用料の免除及び還付等について定めています。

3 施行期日

2026年7月1日から施行します。

町田市鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市中学校給食センター条例（令和6年9月町田市条例第41号。以下「条例」という。）第3条に規定する鶴川エリア中学校給食センターの多目的室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 条例第7条第1項の規定により多目的室（キッチンを含む。以下同じ）を使用しようとする者は、鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用申請書（第1号様式）又は町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則（平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」という。）第2条第2号の施設案内予約システム（以下「案内予約システム」という。）により、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する者（別表において「団体」という。）は、次条第2項に規定する抽選に申し込むことができる。

3 第1項の規定による申請及び前項の規定による抽選の申込みは、別表に定める期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 教育委員会は、条例第7条第1項の承認をしたときは、鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。ただし、案内予約システムにより申請をしたときは、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の承認は、抽選又は申請の順序により決定するものとする。

3 前項の抽選に当選した者は、第2条第1項の申請をしたものとみなして、第1項の承認を行う。

(使用単位の制限)

第4条 同一月に多目的室を使用できる使用単位（条例別表に規定する使用単位をいう。以下同じ。）は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前及び午後についてはそれぞれ1単位、全日については2単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、多目的室に空きがあり、かつ、使用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて使用を承認することができる。

（使用料の支払い）

第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第9条の規定により、使用日の使用時間前までに、鶴川エリア中学校給食センターの受付において使用料を支払うものとする。

（使用の取消し等）

第6条 教育委員会は、条例第8条の規定により使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずるときは、鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用承認取消等通知書（第3号様式）により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第7条 使用者は、多目的室の使用の取消しをしようとするときは、鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用取消届出書（第4号様式）又は案内予約システムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

（1）抽選に基づきなされた承認 承認日の属する月の翌月の8日

（2）前号に掲げる承認以外の承認 使用日の22日前の日

（期日経過後の使用の取消し等による申請等の制限）

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、その使用しなかった日又は取り消された使用日の属する月の翌々月の初日から14日までの間、別表に定める期間のうちその初日が同月に到来する期間に係

る使用の申請及び抽選の申込みを制限するものとする。

(1) 使用日に使用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の使用の取消しが同一月内の使用について2回以上あったとき。

(使用料の免除)

第9条 条例第10条の規定により使用料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町田市が主催し、又は共催する事業に利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料免除申請書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料免除承認(不承認)書(第6号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由により使用の承認を取り消されたとき 全額

(2) 災害その他使用者の責めによらない事由により、多目的室の使用ができなくなったとき 全額

(3) 第7条の規定により使用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき 教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、鶴川エリア中学校給食セ

ンター多目的室使用料還付請求書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

（案内予約システムの利用）

第11条 第2条、第3条、第7条及び別表に定めるもののほか、多目的室の使用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システム規則の定めるところによる。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、多目的室の使用に際し、条例及びこの規則を遵守し、かつ、教育委員会の指示に従わなければならない。

（立入り）

第13条 教育委員会は、多目的室の管理上必要があると認めるときは、係員を使用している多目的室に立ち入らせることができる。

（損傷等の届出）

第14条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、多目的室の使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年7月1日から同年8月31日までの間における多目的室の使用については、別表1の項第1号の規定は適用しない。

3 前項に規定する期間における多目的室の使用に係る別表1の項第2号の規定の適

用については、同号中「前号の抽選を実施した後に空きがある場合において、使用」とあるのは「使用」と、「使用月の前々月の9日（第8条の規定による制限を受けている場合にあつては、15日）から使用日」とあるのは「使用日」とする。

4 令和8年7月1日から同年7月31日までの間における多目的室の使用に係る別表1の項第3号の規定の適用については、同号中「使用月の前月の15日から使用日」とあるのは「使用日」とする。

5 前項に規定する期間における多目的室の使用に係る別表2の項の規定の適用については、同項中「使用月の前月の15日（案内予約システムを利用して申請する場合（第8条の規定による制限を受けている場合を除く。）にあつては、初日）から使用日」とあるのは「使用日」とする。

別表（第2条関係）

<p>1 団体の申請等の期間</p>	<p>次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間</p> <p>(1) 抽選の申込みをする場合 使用日の属する月（以下「使用月」という。）の前々月の初日から同月の8日まで</p> <p>(2) 前号の抽選を実施した後に空きがある場合において、使用の申請をするとき（次号に掲げる場合を除く。） 使用月の前々月の9日（第8条の規定による制限を受けている場合にあつては、15日）から使用日の使用時間前まで</p> <p>(3) 第4条第2項の規定により同一月に5単位を超えて使用する場合の6単位目以後の使用の申請をする場合 使用月の前月の15日から使用日の使用時間前まで</p>
<p>2 団体以外の者の申請の期間</p>	<p>使用月の前月の15日（案内予約システムを利用して申請する場合（第8条の規定による制限を受けている場合を除く。）にあつては、初日）から使用日の使用時間前まで</p>

備考

- 1 案内予約システムによる抽選の申込みは、案内予約システム規則第4条第2項の規定により鶴川エリア中学校給食センターの多目的室を指定して利用登録を受けている団体に限り行うことができる。
- 2 申請書による多目的室の使用の申請に係る受付時間は、次に掲げる日を除く午前9時から午後5時30分までとする。
 - (1) 条例第6条の規定により施設等を使用できない日
 - (2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

第1号様式（第2条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用申請書

使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）		
使用目的					
団体名 （個人の場合は氏名）	案内予約システムの登録 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
使用責任者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住所				
	氏名		電話		
施設等の名称	使用予定 人数 (人)	施設使用料（円）			
		午前	午後	全日	
多目的室					
キッチン					
			使用料合計	円	
<p>上記のとおり施設等の使用を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会 様</p>					

第2号様式（第3条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用承認書

使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）		
使用目的					
団体名 （個人の場合は氏名）	案内予約システムの登録 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
使用責任者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住所				
	氏名		電話		
施設等の名称	使用予定 人数 (人)	施設使用料（円）			
		午前	午後	全日	
多目的室					
キッチン					
			使用料合計	円	
<p>上記のとおり施設等の使用を承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住 所 氏 名 様 電 話</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会 印</p>					

第3号様式（第6条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用承認取消等通知書

年 月 日

様

町田市教育委員会

印

町田市鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用に関する規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

使用日	年 月 日
使用時間	
取消し等の対象施設等	
取消し等の内容	
取消し等の理由	
根拠規定	町田市中学校給食センター条例第8条第 号に該当するため

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第4号様式（第7条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用取消届出書

使用承認日	年 月 日			
使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）	
使用目的				
団体名 （個人の場合は氏名）	案内予約システムの登録 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
使用責任者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住所			
	氏名	電話		
施設等の名称	使用予定 人数 (人)	施設使用料（円）		
		午前	午後	全日
多目的室				
キッチン				
			使用料合計	円
<p>上記のとおり施設等の使用の申請を取り消します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>届出者 団体名 住 所 氏 名 電 話</p>				
				町田市教育委員会 様

第5号様式（第9条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料免除申請書

使用承認日	年 月 日		
使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）
免除理由			
施設等の名称	施設等使用料免除申請額（円）		
	午前	午後	全日
多目的室			
キッチン			
		使用料免除申請額合計	円
<p>上記のとおり使用料の免除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者 団体名 住所 氏名 電話</p>			
			町田市教育委員会 様

第6号様式（第9条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料免除承認（不承認）書

年 月 日

様

町田市教育委員会

印

町田市鶴川エリア中学校給食センター多目的室の使用に関する規則第9条第3項の規定により、下記のとおり免除を承認・不承認します。

記

使用承認日	年 月 日		
使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）
免除理由			
施設等の名称	施設等使用料免除額（円）		
	午前	午後	全日
多目的室			
キッチン			
		使用料免除額合計	円
一部承認又は不承認の場合の理由			

一部承認又は不承認不承認の場合にあつては、町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第7号様式（第10条関係）

鶴川エリア中学校給食センター多目的室使用料還付請求書

使用承認日	年 月 日		
使用日	年 月 日	使用時間	1 午前（午前9時から正午） 2 午後（午後1時30分から午後5時30分） 3 全日（午前9時から午後5時30分）
還付理由			
施設等の名称	施設等使用料還付請求額（円）		
	午前	午後	全日
多目的室			
キッチン			
		使用料還付請求額合計	円
<p>上記のとおり使用料の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>請求者 団体名 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: right;">町田市教育委員会 様</p>			